

高知県立森林技術センター受託研究員規程

(目的)

第1条 この規程は、企業、団体等（以下「企業」という。）の技術者の高知県立森林技術センター（以下「センター」という。）における研究への従事を通じ、企業の技術力の向上、また技術シーズの創出を図るためにセンターが受け入れる高知県立森林技術センター受託研究員（以下「受託研究員」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 受託研究員として受け入れることのできる者は、原則として研究に従事することができる技術者であって次の各号の一に該当するものとする。ただし、高知県立森林技術センター所長（以下「所長」という。）が必要と認めた者はこの限りではない。

- (1) 県内中小企業者及びその従業員。
- (2) 森林・林業・木材産業関係団体の役職員。
- (3) 県内の大学及び高専の学生、大学院生及び高校の教職員

(申請)

第3条 受託研究員を派遣しようとする企業（以下「派遣元企業」という。）は、受け入れを希望する日の10日前までに別記第1号様式による申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

(受け入れの許可)

第4条 所長は、前条の規定により申請があったときは、その内容の審査を行い受け入れの可否を決定し、その結果を別記第2号様式により当該派遣元企業に通知するものとする。

(誓約)

第5条 受託研究員として受け入れを許可された派遣元企業は速やかに別記第3号様式による誓約書を所長に提出しなければならない。

(期間)

第6条 受け入れ期間は、1ヶ月以上1年以内とする。但し、受け入れ期間の延長又は短縮を希望する場合は、期間内にその延長又は短縮の許可を受けなければならない。

(研究内容等)

第7条 受託研究員は、センターの職員の指導により次の研究を行う。

- (1) センターの研究課題

(2) 派遣元企業の研究課題であってセンターの研究業務と関係のあるもの。

(研究費用)

第8条 受け入れ期間中の研究にかかる費用は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号の研究に係る原材料、消耗品等の費用は県の負担とする。

(2) 前条第2号の研究に係る原材料、消耗品等の費用は、派遣元企業の負担とする。

(3) 教育機関からの派遣については、その費用等は話し合いによることとする。

(身分、服務等)

第9条 受託研究員の身分、服務等については次のとおりとする。

(1) 受託研究員の身分は、派遣元企業に属し、給与及びその他の給付は派遣元企業が支給するものとする。

(2) 受託研究員は、受け入れ期間中県の定めた服務規律に従うこと。

(3) 受託研究員は、常に所長及び所長が定めたセンターの研究担当者の指導の下に研究に専念すること。

(損害の賠償)

第10条 受託研究員が故意に又は過失により、県又は第三者に損害を与えたときは、派遣元企業及び受託研究員は連帯してその損害を賠償しなければならない。

(事故の責任)

第11条 受け入れ期間中における受託研究員の事故については、県は一切その責任を負わないものとする。

(工業所有権の出願)

第12条 受託研究員が研究の成果として工業所有権の出願を行おうとするときは、その出願方法について県と受託研究員及び派遣元企業が協議のうえ決定するものとする。

(守秘義務)

第13条 派遣元企業及び受託研究員は、受け入れ期間中の研究内容及び受け入れ期間中に知り得たセンターの研究状況等に関する一切の事項について、県の許可を得ないで他に漏らしてはならない。

(受け入れ許可の取り消し)

第14条 所長は、派遣元企業又は受託研究員が次の各号の一に該当するに至ったときは、受託研究員の受け入れ許可を取り消すことができる。

(1) 派遣元企業が第5条に規定する受託研究員の誓約書を提出しなかったとき。

- (2) 受託研究員が第9条に規定する所長又は研究担当者の指示に従わなかったとき。
- (3) 派遣元企業及び受託研究員が第10条に規定する損害賠償を履行しないとき。
- (4) 受託研究員が第13条に規定する守秘義務を怠ったとき。
- (5) 受託研究員が社会的にふさわしくない行為を行ったとき。

(受け入れの中止)

第15条 所長は、天災その他止むを得ない事由により受託研究員の受け入れが困難になったときは、受け入れを中止することができる。

2 所長は、前項の規定により受け入れを中止したときは、その事由を付して、文書により派遣元企業に通知しなければならない。

(研究の中止)

第16条 派遣元企業は、受託研究員の受け入れ期間中、止むを得ない事由により研究を中止しようとするときは、中止しようとする10日前までに別記第4号様式による研究中止申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

(研究の終了)

第17条 受託研究員は、研究が終了したときは、別記第5号様式による研究成果報告書を所長に報告しなければならない。

(卒業研究・学生実習の受託)

第18条 センターにおいて卒業研究及び学生実習を行う場合は、本制度に則って学生を受け入れるものとし、この場合の派遣元は指導教官とする。

(その他)

第19条 前各条に定めるもののほか、本制度の実施について必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式
(第3条関係)

平成 年 月 日

高知県立森林技術センター所長 様

所在地
派遣元企業名
代表者名

印

高知県立森林技術センター受託研究員受け入れ許可申請書

高知県立森林技術センター受託研究員規程第3条に基づき、下記の者を受託研究員として派遣したいので申請します。

記

1. 氏名
2. 理由
3. 期間
4. 研究テーマ

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

第2号様式
(第4条関係)

高森技第 号
平成 年 月 日

様

高知県立森林技術センター所長

高知県立森林技術センター受託研究員審査決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました研修生受け入れについて、高知県立森林技術センター受託研究員規程第4条に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定の内容

期 間

研究テーマ

氏 名

研究担当者

2. その他

第3号様式による誓約書を速やかに提出してください。

第3号様式
(第5条関係)

平成 年 月 日

高知県立森林技術センター所長 様

派遣元企業所在地
代表者氏名
研修生氏名

印
印

誓 約 書

私は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの森林技術センターへの入所に関し、高知県立森林技術センター受託研究員規程を遵守し、入所期間中は研修に専念するとともに、県に対して決して迷惑をかけないことを誓約します。

第4号様式
(第16条関係)

平成 年 月 日

高知県立森林技術センター所長 様

所在地
派遣元企業名
代表者名

印

研 究 中 止 申 請 書

高知県立森林技術センター受託研究員規程第16条に基づき研究を中止したいので下記のとおり申請します。

記

1. 受託研究員氏名
2. 研究目的
3. 許可年月日及び期間
4. 中止する理由
5. 配置されている部室名
及び研究担当者
6. その他参考となる事項

第5号様式
(第17条関係)

平成 年 月 日

高知県立森林技術センター所長 様

受託研究員氏名

印

研 究 成 果 報 告 書

下記のとおり研究を終了したので、高知県立森林技術センター受託研究員規程第17条に基づき研究経過報告書を添えて報告します。

記

1. 受託研究員氏名
2. 研究目的
3. 許可年月日及び期間
4. 研究成果